

日 銀 業 第 5 9 号
2 0 2 6 年 2 月 1 8 日

本店管下オンライン取引先 御中

日 本 銀 行 業 務 局

日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務における
CBPR+ガイドライン 2026 年版の対応について

日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務（以下、「海外預り金事務」といいます。）で使用する日本銀行金融ネットワークシステム（以下、「日銀ネット」といいます。）では、2025 年 11 月 25 日より、国際送金で用いられる Swift ネットワークが採用する電文ガイドライン「CBPR+ガイドライン 2023 年版（CBPR+ Standard Release 2023 年<SR2023>）」に原則準拠した ISO20022 電文を利用しています。

CBPR+ガイドラインは毎年改訂されており、2026 年 11 月からは CBPR+ガイドライン 2026 年版（CBPR+SR2026）が Swift ネットワーク上で適用される予定です。この点、日本銀行において、海外預り金事務への影響等を勘案した結果、日銀ネットでは **CBPR+ガイドライン 2026 年版へのシステム対応は行わず、現行のメッセージスキーマを維持する**方針としましたのでお知らせいたします。

なお、海外預り金事務で電文を送信する際には、引き続き、関連規程および最新の CBPR+に準拠いただきますようお願い申し上げます。なお、CBPR+ガイドライン 2026 年版で変更される主なポイント（pacs.008 および pacs.009）は、別紙をご参照ください。

—— 今回の CBPR+ガイドライン 2026 年版への改訂に伴い、入力が必要となった項目（別紙の項番 2、3、5、11）については、端末入力画面に当該項目がありません。この点、2025 年 11 月 12 日付日銀業第 401 号で通知したとおり、日銀ネットの端末入力画面の機能も 2026 年 11 月に停止となりますので、2026 年 11 月以降は、ファイルアップロード機能等でご対応いただきますようお願い申し上げます¹。

以 上

（本件にかかる照会先）

日本銀行業務局総務課 小松（03-3277-2502）
澤田（03-3277-3072）

¹ 暫定的な措置として、XML ファイル生成ツール（当該項目含む）を日本銀行より提供する予定。ツールの仕様等は、別途、日本銀行より周知予定。

項番	pacs.008 および pacs.009 に関連する主な改訂内容 ^(注)
1	<p><u>(CR3030/3065 : "Structured Remittance Information"の利用には事前の合意が必要とするルール削除)</u></p> <p>・ pain.001 ・ pacs.008 ・ pacs.009COV において、"Structured Remittance Information"を利用するには事前の合意を必要とする Textual rule が存在するが、当該ルールを削除する。</p>
2	<p><u>(CR3013 : 手数料控除額にかかる項目の必須化)</u></p> <p>・ pacs.008 ・ pacs.009COV ・ pacs.004 において、手数料控除額を入力する項目である" Instructed Amount"および" Returned Instructed Amount"は、現状任意項目であるが、これを必須項目に変更する。</p>
3	<p><u>(CR3012 : 全メッセージで" Proxy"を使用する際に" Type"を必須化)</u></p> <p>・ pacs.008 ・ pacs.009 等の全メッセージにおいて、"Proxy"を用いる際は、現状任意項目である"Type" (Proxy の種類を示す値、Code か Proprietary を使用) の使用を必須とする。</p>
4	<p><u>(CR3039 : ISODate の制限の追加)</u></p> <p>・ pacs.008 ・ pacs.009 等の全メッセージにおいて、日付 ("Date") には時刻の入力や4桁以上の年 (Year) の入力が可能となっているが、これを不可とする。</p>
5	<p><u>(CR3031/3033 : " Scheme Name" と" Code" の必須項目化)</u></p> <p>・ 一部 (camt.052 ・ camt.053 ・ camt.054) を除く全メッセージの"Party"において、法人識別子で Other/Id を使用する場合、" Scheme Name" と" Code" を必須項目とする (現状、多くのメッセージで任意項目となっている)。</p>
6	<p><u>(CR3032 : "Creditor Agent"の" Branch Id"の使用禁止)</u></p> <p>・ pain.001 ・ pacs.008 ・ pacs.004 ・ pacs009COV において、"Branch Id"は、現在、日本の"Creditor Agent"を除き使用禁止となっているが、日本の"Creditor Agent"も含めて、"Branch Id"の利用を全面的に利用不可とする。</p>
7	<p><u>(CR3030/3065 : "Remittance Information"の CBPR Remittance Rules TextualRule の配置変更)</u></p> <p>・ pacs.008 ・ pacs.009COV において、"Remittance Information"に付された CBPR_Remittance_Rules_TextualRule を、一階層下の"Remittance Information/Structured"に配置しなおす。</p>
8	<p><u>(CR3024 : "Related Remittance Information"の住所情報の削除)</u></p> <p>・ pacs.008 において、"Related Remittance Information"の"Postal Address"を削除する。</p>
9	<p><u>(CR 2006 : "Postal Address"における"Unstructured Postal Address"の削除)</u></p> <p>・ pacs.008 ・ pacs.009COV ・ pacs.009 において、全ての"Parties"および"Agents"中の"Postal Address"において、"Unstructured Postal Address"の使用を不可とする。</p> <p>—— "Town Name"と "Country"の入力が必須となり、"Address Line"のみの入力は不可となる。</p>

10	<p><u>(CR3020 : 設定可能な“Gxxx”の組み合わせの制限)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ pacs.008 ・ pacs.009COV ・ pacs.009 において、“Service Level”中の “Codes”に gpi サービスにかかるコードを設定する場合、(適用されるサービスに応じて) 設定可能な “Gxxx”の組み合わせを制限する。 <ul style="list-style-type: none"> —— 制限されるのは、Swift が定める gpi 関係のコードのうち、電文種類 (pacs.008, pacs.009COV, pacs.009) との組み合わせが不適切であるものに限られる。ただし、“Service Level” 中の “Codes” には gpi サービス関係以外のコードも入力しうることに留意する。
11	<p><u>(CR3072 : “Creditor Reference Information”における“Reference”の必須化)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ pacs.008 ・ pacs.009COV において、“Structured Remittance Information”の下にある “Creditor Reference Information” を使用する場合には、当該項目中の “Reference” を必須化する。

(注) 現時点での情報にもとづく取扱いを整理したもの。CBPR+SR2026 の確定版については、3/20 日に公表される予定。